

一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）（鳴門市区間）高架下等利用計画の変更（案）

1 計画概要

本件は、一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）の鳴門市における撫養^{むや}高架橋について、令和3年3月17日に策定された高架下利用計画を変更するものである。

2 変更内容

現行計画（令和3年3月17日）策定時においては、撫養高架橋のうち0.5kmの区間（対象面積：約11,400㎡）について利用計画を定めていたが、地元要望、周辺土地利用状況を鑑み、約0.2kmの区間（対象面積：約4,600㎡）について、利用可能箇所の追加を行うものである。

3 土地の利用の特徴

鳴門市は、徳島県の北東端に位置し、鳴門海峡を隔てて淡路島と向かい合っている。当市の中心部を一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）が東西に通過している。一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）は、昭和62年5月に暫定二車線での供用を始め平成10年3月に完成四車線での供用を開始した。

当該区間（高架下及び近傍）の都市計画用途地域は、近隣商業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に指定されており、周辺の土地の利用用途は、店舗、事務所及び住宅等となっている。

交通面では、JR鳴門線 鳴門駅から北西へ直線距離約0.8km以内に位置している。また、当該区間と交差する主な道路としては、市道南浜黒崎線及び小桑島大桑島線が整備されている。

4 利用計画

（1）利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

（2）利用用途の決定

別表のとおり

以 上

一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）高架下利用計画（鳴門市区間）

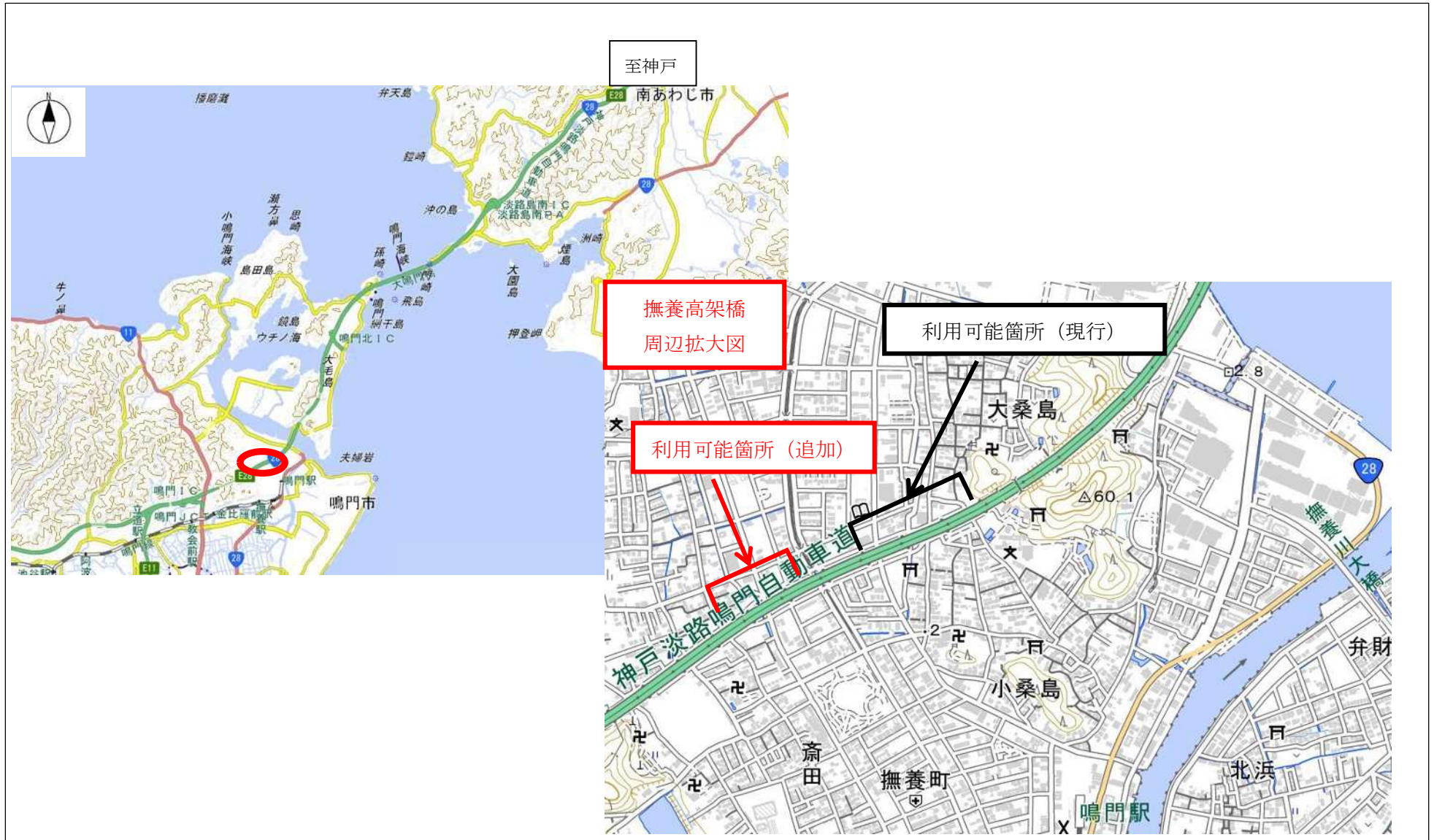
高架橋名	対象地面積	用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員 (舗装道路)	最寄駅	最寄駅 直線距離	建ぺい率/容積率	占用主体	利用用途	利用用途設定理由
撫養高架橋① 【現行】	約 2,500 m ²	第一種 住居地域	住宅、 店舗、 学校等	①市道 500 号 (W=6.0) ②市道 261 号 (W=6.0) ③市道 181 号 (W=6.0) ④市道 155 号 (W=6.0)	J R 鳴門線 鳴門駅	約 750m	60%/200%	入札により定める	事務所 自動車駐車場 自転車駐車場 自動二輪駐車場 広場 公園 運動場 店舗 倉庫 資材置き場	都市計画の用途地域等が第一種住居地域であることから、土地利用として事務所、店舗、倉庫、資材置き場、自動車駐車場、自転車駐車場、自動二輪駐車場、広場、公園、運動場が考えられる。 今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。 ただし、当該箇所については、学校施設（幼・小）が近接することから、教育環境、交通安全等を考慮する必要がある。
撫養高架橋② 【現行】	約 3,000 m ²	第一種 住居地域	住宅、 店舗等	①市道 214 号 (W=9.0) ②市道 257 号 (W=6.0) ③市道 259 号 (W=4.4) ④市道 261 号 (W=6.0)	J R 鳴門線 鳴門駅	約 750m	60%/200%	入札により定める	事務所 自動車駐車場 自転車駐車場 自動二輪駐車場 広場 公園 運動場 店舗 倉庫 資材置き場	都市計画の用途地域等が第一種住居地域であることから、土地利用として事務所、店舗、倉庫、資材置き場、自動車駐車場、自転車駐車場、自動二輪駐車場、広場、公園、運動場が考えられる。 今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。
撫養高架橋③ 【現行】	約 5,900 m ²	第一種 住居地域	住宅、 店舗等	①市道 214 号 (W=9.0) ②市道 258 号 (W=6.0) ③市道 260 号 (W=6.0) ④市道 262 号 (W=6.0)	J R 鳴門線 鳴門駅	約 800m	60%/200%	入札により定める	事務所 自動車駐車場 自転車駐車場 自動二輪駐車場 広場 公園 運動場 店舗 倉庫 資材置き場	都市計画の用途地域等が第一種住居地域であることから、土地利用として事務所、店舗、倉庫、資材置き場、自動車駐車場、自転車駐車場、自動二輪駐車場、広場、公園、運動場が考えられる。 今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。

撫養高架橋④ 【追加】	約 2,300 m ²	第一種 住居地域	住宅、 店舗等	①市道 345 号 (W=6.0) ②市道 346 号 (W=9.0) ③市道 501 号 (W=6.1) ④市道 502 号 (W=8.5)	J R 鳴門線 鳴門駅	約 900m	60%/200%	入札により定める	自動車駐車場 自転車駐車場 自動二輪駐車場	都市計画の用途地域等が第一種住居地域であることから、土地利用として事務所、店舗、倉庫、資材置き場、自動車駐車場、自転車駐車場、自動二輪駐車場、広場、公園、運動場が考えられる。 地元要望及び今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。
撫養高架橋⑤ 【追加】	約 2,300 m ²	第一種 住居地域	住宅、 店舗等	①市道 346 号 (W=9.0) ②市道 501 号 (W=6.1) ③市道 502 号 (W=8.5)	J R 鳴門線 鳴門駅	約 1,000m	60%/200%	入札により定める	自動車駐車場 自転車駐車場 自動二輪駐車場	都市計画の用途地域等が第一種住居地域であることから、土地利用として事務所、店舗、倉庫、資材置き場、自動車駐車場、自転車駐車場、自動二輪駐車場、広場、公園、運動場が考えられる。 地元要望及び今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。

※ 環境施設帯は、隣接する地域の生活環境の保護を目的としており、原則として占用物件の設置はできません。

なお、上記以外の利用用途未定区間については、市街化の状況や道路建設の状況を踏まえて、改めて計画を策定するものとする。

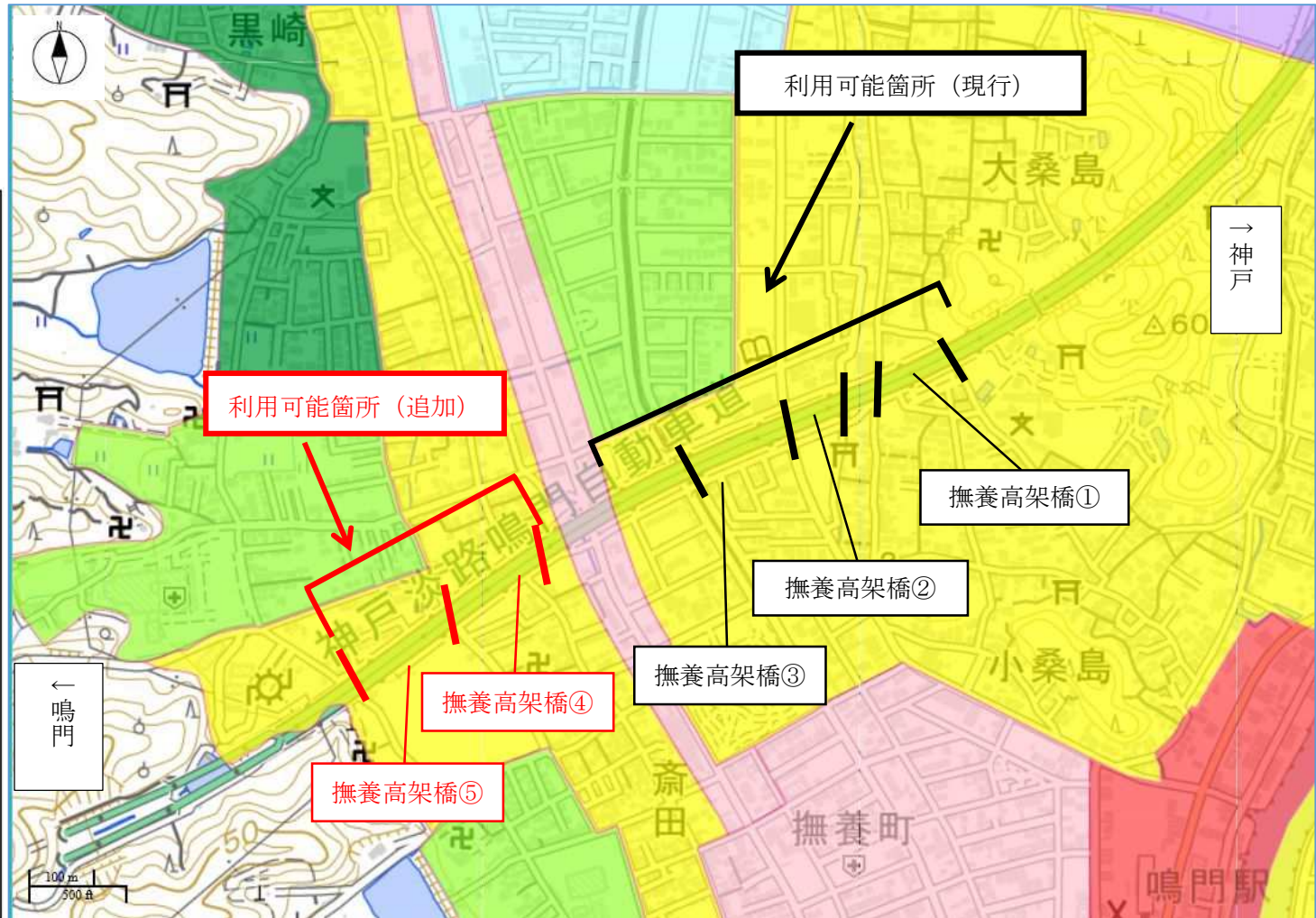
位置図（鳴門市区間）



都市計画図（鳴門市区間）

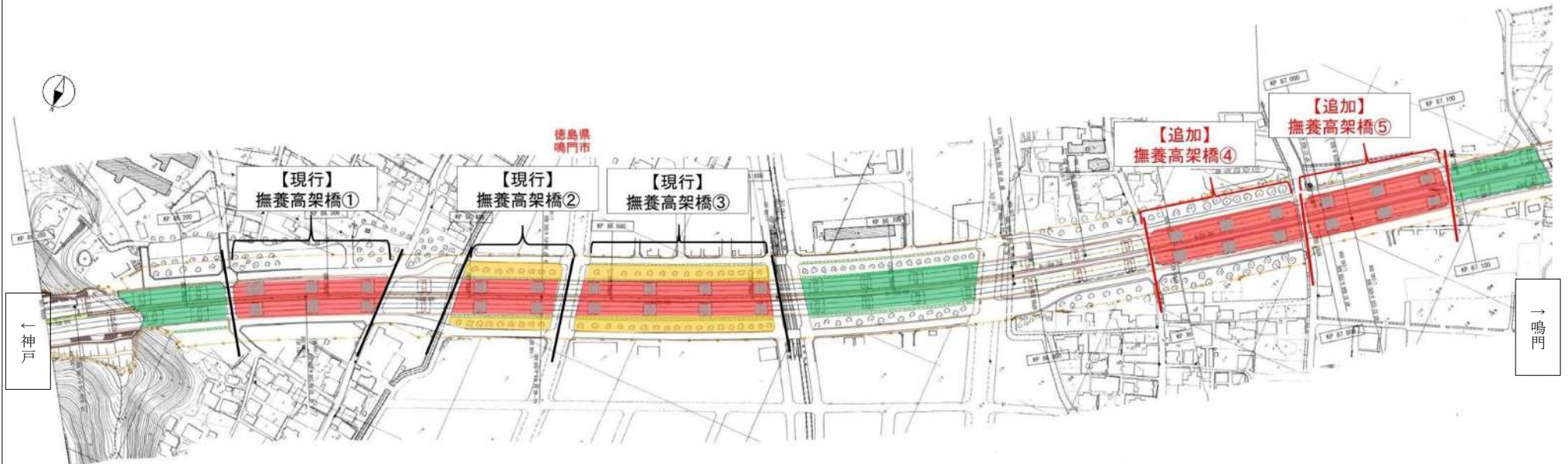
都市計画図

徳島東部都市計画区域(鳴門市)



【出典：徳島県総合地図提供システム <https://maps.pref.tokushima.lg.jp/toshikeikaku/>】

利用可能箇所図 (鳴門市区間)



【凡例】

- 既占用箇所
- 利用可能箇所
- 橋脚
- 環境施設帯

※対象箇所の用途区域は
第一種住居地域